

## 令和3年度 利子助成事業の概要（漁業関係資金）

### I 認定漁業者等向け資金の制度概要

認定漁業者や自然災害等の影響を受けた漁業者が、施設整備や災害復旧等に取り組むために借り入れる公庫資金及び漁業近代化資金等について、金利負担を軽減する農林水産省（水産庁）の利子助成事業（漁業経営基盤強化金融支援事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、認定漁業者等の経営発展・再建を金融面からサポートします。

#### 1 事業の趣旨

水産資源状況の悪化、魚価の低迷、国際環境の変化等、我が国漁業をめぐる厳しい状況の中、認定漁業者及び自然災害等の影響を受けた漁業者が、施設整備や災害復旧等に取り組むために借り入れる公庫資金及び漁業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

#### 2 対象者

##### (1) 認定漁業者

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた者

##### (2) 被災漁業者

漁業を営む個人又は法人であって、その事業用資産について、暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者

##### (3) 環境変化の影響を受けた漁業者

漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことができない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で、水産庁水産経営課長が別に指定するもの<sup>(注)</sup>

(注)「水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者について」（平成31年3月29日付け30水漁第1751号水産庁水産経営課長通知）により、次のとおり指定されています（令和3年2月12日現在）。

- ① さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者
- ② 平成30年6月28日から7月8日の間の台風及び暴風雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が平成30年7月豪雨前の直

近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。

- イ 平成30年7月豪雨後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該豪雨前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。
- ③ 平成31年1月に仙台塩釜港で発生した貨物船「なとり」による重油流出事故によって影響を受けた漁業者
- ④ 令和元年台風第15号の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和元年台風第15号前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。
  - イ 令和元年台風第15号後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。
- ⑤ 令和元年台風第19号の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和元年台風第19号前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。
  - イ 令和元年台風第19号後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受けた漁業者等
- ⑦ 令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という。）の影響によって通常使用する漁港、市場等が被災したことにより水産物の水揚げや流通に支障を来しており、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者
  - ア 借入れの申込みまでの2か月間の水揚金額若しくは水揚量が令和2年7月豪雨前の直近年の同期間に比して3割以上減少していること又は経営費が同様の比較において3割以上上昇していること。
  - イ 令和2年豪雨後の年間水揚金額若しくは水揚量が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が同様の比較において1割以上上昇すると見込まれること。

#### (4) 特定の自然災害の被害を受けた漁協等

共同利用施設を保有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、当該施設について水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害<sup>(注)</sup>の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者

(注) (3)の注の水産経営課長通知と同じ通知により、次のとおり指定されています（令和3年2月13日現在）。

- ① 令和元年台風第 15 号
  - ② 令和元年台風第 19 号
  - ③ 令和 2 年 7 月豪雨
- (5) さけ・ます流し網関係の漁協等
- さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成 27 年 12 月 15 日付け 27 水管第 1735 号農林水産事務次官依命通知）に基づく再編整備の対象となる漁業者の住所をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

### 3 対象資金・助成内容

- (1) 対象資金・上限額・利子助成期間
- 利子助成の対象資金、上限額及び助成期間は、表 1 のとおり。
- なお、利子助成交付申請は、公庫資金にあっては令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸付決定が行われたもの、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金にあっては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に都道府県の利子補給承認が行われたものが対象となります。
- ただし、農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金（5 号資金）及び漁業経営維持安定資金の 3 資金については令和 2 年 6 月 12 日より上限額が変更されました。詳しくは表 1 をご覧ください。
- (2) 利子助成率
- 公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）
- (3) 対象融資枠
- 認定漁業者向け及び被災漁業者及び環境変化の影響を受けた漁業者向けの合計：  
195 億円

表1

○ 認定漁業者（2の（1）の者）

資金の種類			上限額	利子助成期間
公庫資金	漁業経営改善支援資金	漁船の建造・改造・取得	2億円	最長10年間
			4億5千万円	最長5年間（注）
		上記以外の資金	1億円	最長5年間
漁業近代化資金	1号資金、漁船・個人施設	20トン以上	2億円	最長10年間
		20トン未満	9千万円	最長10年間
		2～5号資金	1億円	最長5年間

（注）対象者の希望に応じて利子助成の上限額を2億円以下とすることにより利子助成期間を最長10年間とすることも可能です。ただし、この場合は2億円を超える部分については利子助成の対象となりません。

○ 被災漁業者及び環境変化の影響を受けた漁業者（2の（2）又は（3）の者）

資金の種類			上限額	利子助成期間
公庫資金	漁業経営改善支援資金	長期運転資金	1千万円	最長5年間
		長期運転資金以外の資金	5千万円	
	農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	5千万円	
		共同利用施設	5千万円	
	農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に限る （令和2年6月12日より適用）	3千万円	
		上記以外	1千万円	
漁業近代化資金	1～4号資金		5千万円	
	5号資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に限る （令和2年6月12日より適用）	3千万円	
		上記以外	1千万円	
漁業経営維持安定資金 （新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に限る）		令和2年6月12日より適用	4千万円	
		令和2年4月1日より適用	1千万円	

【補足説明】

環境変化の影響を受けた漁業者（2の（3）の者）のうち2の（3）の②（平成30年7月豪雨）、④（令和元年台風第15号）及び⑤（令和元年台風第19号）に該当するものにあつては農林漁業セーフティネット資金に、2の（3）（貨物船「なとり」重油流出事故）に該当するものにあつては農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金及び漁業近代化資金（1～5号資金）に限ります。

○ 特定の自然災害の被害を受けた漁協等（2の（4）の者）

資金の種類			上限額	利子助成期間
公庫資金	農林漁業施設資金	共同利用施設	5千万円(注)	最長5年間
漁業近代化資金		2～4号資金	5千万円(注)	

(注) 水産庁長官が特に必要と認めた者については、「2億円以下」とする。

○ さけ・ます流し網関係の漁協等（2の（5）の者）

資金の種類		上限額	利子助成期間
漁業近代化資金	1～5号資金	2億円	最長5年間

## II TPP 等関連対策資金の制度概要

「総合的な TPP 等関連対策」である「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）又は「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により漁船の建造・取得・改修や漁業用機器等の取得を行う漁業者等が公庫資金又は漁業近代化資金を借り入れる場合の金利負担を軽減する農林水産省（水産庁）の利子助成事業（特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に造成された基金を活用して行う水産業競争力強化金融支援事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

### 1 事業の趣旨

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業）により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものです。

### 2 対象者

- (1) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業により助成を受けて漁船の建造・取得・改修を行う漁船リース事業者（漁協等）
- (2) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する漁業者等のうち、平成 28 年 1 月 20 日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者です。

### 3 対象資金・助成内容

- (1) 対象資金・上限額・利子助成期間  
利子助成の対象資金、上限額及び助成期間は、表 2 のとおり。  
その貸付決定又は都道府県の利子補給承認がなされる期間については特に設定されておらず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。
- (2) 利子助成率  
公庫資金又は漁業近代化資金の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）
- (3) 対象融資枠  
平成27年度補正予算：109億円  
平成28年度補正予算：181億円  
平成29年度補正予算：180億円  
平成30年度補正予算：245億円  
令和元年度補正予算：210億円  
令和2年度補正予算：128億円

表2

平成27年度補正予算～令和2年度補正予算

資金の種類		上限額	利子助成期間
公庫資金：農林漁業施設資金（共同利用施設）（注）		1隻当たり2億5千万円	最長5年間
漁業近代化資金	1号資金、漁船・共同利用施設	1隻当たり2億5千万円	最長5年間
	1、3、4号資金	2千万円	最長5年間

（注）対象者は前記2－(1)の漁船リース事業者

### Ⅲ 利子助成を受けるために必要な書類（漁業近代化資金の場合）

ISSマニュアルをご覧ください。⇒ [ISSマニュアル](#) 入口